



平成 23 年 3 月 22 日

国 土 交 通 省

経 済 産 業 省

「乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」及び「貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」の一部改正について

国土交通省及び経済産業省では、乗用自動車及び貨物自動車のエネルギー消費効率の測定方法について、現在用いられている10・15モード測定法から、より実走行に近づけたJC08モードへの円滑な移行のため、「乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」等の一部を改正し、平成23年4月以降に型式指定を受ける自動車については、JC08モード燃費値を表示することを義務付けることとします。

また、今回の告示改正に合わせて、自動車の燃費の測定方法、測定モード等に関してよくいただくご質問についての回答を別紙のとおりまとめ、以下のホームページにも掲載することとしましたので、お知らせいたします。

燃費測定モードについて(URL)：

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr10\\_000008.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr10_000008.html)

(お問い合わせ先)

国土交通省 自動車交通局

技術安全部 環境課 猶野、梶原

電話：03-5253-8111(内線42-533)、03-5253-8603(直通)

経済産業省 資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課 小林、伊藤

電話：03-3501-1511(内線 4541)、03-3501-9726(直通)

経済産業省 製造産業局 自動車課 笠間、永野

電話：03-3501-1511(内線 3831)、03-3501-1690(直通)

「乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」及び  
「貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」  
の一部を改正する告示について

## 1. 改正の背景

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、自動車製造事業者等は、国が定めた燃費基準を達成するとともに、販売する自動車の燃費値をカタログ等に表示しなければならないこととされており、その達成の判断の基準や表示方法については、国土交通省及び経済産業省が告示により定めています。

現行の判断の基準は、2015年3月までは10・15モードにより測定した方法により平成22年度燃費基準(ディーゼル乗用自動車にあつては、平成17年度燃費基準。以下同じ。)を達成することを義務づけており、また、表示についても10・15モードにより測定した燃費値(以下「10・15モード燃費値」という。)の表示を義務付けています(ただし、JC08モードにより排ガス基準を満たした車両については10・15モード燃費値に加えJC08モードにより測定した燃費値(以下「JC08モード燃費値」という。)を併記)。

一方で、排気ガス規制においては、これまで10・15モードにより測定した排気ガス量による規制であったものが、2011年4月以降に型式指定を受ける車両は、全てJC08モードによる測定方法となり、また、2013年3月以降は、継続生産車も含めて全ての車両がJC08モードによる測定方法となることとなっています。

このため、燃費についても、排気ガス規制と測定方法を合わせることにより、燃費測定に伴う自動車メーカーの負担軽減を図るとともに、表示方法をJC08モード燃費値の表示に統一することにより、一般消費者による自動車の燃費性能の評価を行いやすくする必要があります。

## 2. 改正の概要

### (1) 表示

現在、10・15モード燃費値を表示することとされているところ、2011年4月以降、型式指定を受ける自動車については、JC08モード燃費値を表示することとします。ただし、2013年2月までの間は、10・15モードにより排出ガス基準を満たす自動車も存在することから、このような自動車については、10・15モード燃費値のみの表示も認めることとします。

### (2) 判断の基準

型式指定時に、10・15モード燃費値を測定せず、JC08モード燃費値を測定している自動車について、平成22年度燃費基準の達成状況を報告する際は、JC08モード燃費値を一定の換算式を用いた換算値により、実測の10・15モード燃費値と併せて基準の達成を判断できることとします。

## 3. 今後のスケジュール

公布日 平成23年3月22日

施行日 平成23年4月1日